

# 1月1日は固定資産税・個人住民税の基準日

## 固定資産税とは？

基準日である1月1日に土地、家屋、償却資産（これらを称して「固定資産」といいます。）の所有者に課税されます。固定資産の所有に変更がある場合や、家屋の新築・増築・取り壊しなどがありましたらご連絡ください。

なお、償却資産（事業用資産）の所有者は地方税法の規定により申告が必要です。平成30年中の異動を申告するための書類を発送しますので、平成31年1月31日までに提出をお願いします。

また、eL T A X（エルタックス）での申告も受け付けていますのでご利用ください。

**e L T A X**：インターネットを利用して地方税の手続きを行うシステムのことです。

詳しくは、一般社団法人 地方税電子協議会のホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

## 個人住民税とは？

平成31年1月1日現在の住所地で、平成30年1月1日～12月31日の収入に対して課税されます。

なお、占冠村に住民登録がない場合でも、居住実態があれば占冠村で課税されます。

そのため、1月2日以降に他の市町村に転居した場合でもその年度分は、占冠村に納付することになります。

個人住民税は、市町村民税と都道府県民税の総称です。

### 【税に関するお問い合わせ】

☎ 総務課税務担当 TEL 56-2121

## 事業者の皆さんへ 富良野税務署からのお知らせ

《源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせ》

納期の特例の適用を受けた方の、7月から12月までに源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納付期限が近づいてきました。期限までの納付をお願いします。

### 納付期限 平成31年1月21日（月）

◎納付手続きには、下記の方法があります。

- 1 最寄りの金融機関（郵便局・銀行などの日本銀行歳入代理店）又は所轄の税務署の窓口で納付する方法（現金に納付書を添えて、納付してください。）
- 2 ダイレクト納付等を利用して電子納税する方法（ご利用には、事前に税務署へ届け出が必要です。）  
※電子納税は自宅に居ながらにして国税の納付手続が可能となることから、金融機関の窓口まで出向かなくてはならない、あるいは窓口の受付時間内しか納付できないなどの場所・時間的な制約がなくなるというメリットがあります。

☎ 富良野税務署 TEL 22-2144



## 国民年金に加入するには？

国民年金は、誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての方は、国民年金に加入することになります。

加入者は、職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

### 加入種別と加入手続き

#### 第1号被保険者

自営業者、学生、フリーター、無職の方などが該当します。  
加入手続きは、ご自分で住所地の市町村の国民年金担当窓口で行います。

#### 第2号被保険者

会社や公務員など、厚生年金保険や共済組合に加入されている方が該当します。  
加入手続きは、勤務先が行います。

#### 第3号被保険者

国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が該当します。  
加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

### 国民年金保険料は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。  
口座振替をご利用いただくと保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6ヶ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

詳しくは、旭川年金事務所（0166-27-1611）または役場住民課戸籍担当までお問い合わせください。

☎ 住民課戸籍担当 TEL 56-2123

## 福祉灯油支給申請の受付

2月28日（木）まで

### 暖房用燃料等購入費用 現金21,000円を支給します

下記の対象世帯へ福祉灯油にかかる費用の一部を支給します。  
該当になる方は、役場福祉子育て支援課またはトママ支所で支給申請を行ってください。  
対象は下記のとおりです。

平成30年12月1日以降、引き続き村内に居住している「平成30年度村民税の非課税世帯」のうち、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 70歳以上の高齢者がいる世帯
- (2) 身体障害者手帳・養育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯
- (3) 18歳未満の子（一定の障がいをお持ちの子の場合は20歳未満）を扶養しているひとり親世帯

※上記に該当する場合でも、施設入所者、入院患者等で引き続き2ヶ月以上不在の世帯や生活保護世帯は対象となりません。詳細は、折込チラシをご覧ください。

☎ 福祉子育て支援課社会福祉担当 TEL 56-2125